

# 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

令和7年9月19日

南砺市総務部財政課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を表します。

従来の地方公共団体の財政再建制度には、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がないなどの問題が指摘されていたことから、同法を制定し、透明な財政状況を映し出す新たな指標の創設とその開示の徹底、経営悪化の初期段階から経営健全化計画の策定を義務づけることにより、地方公共団体が自律的な経営改善を図ることを目的としています。

当市では、健全な財政運営の実現に向け、各比率の年度間の比較や、他市との比較などを継続的に行っています。

## 1 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

以下の①～④をあわせて「健全化判断比率」といいます。

### ① 実質赤字比率

標準財政規模（※）に占める一般会計等における赤字額の割合

### ② 連結実質赤字比率

標準財政規模に占める全会計における赤字額の割合

### ③ 実質公債費比率

標準財政規模に占める一般会計等が負担する元利償還金（特別会計や公営企業会計における企業債償還金に充てる繰出金及び一部事務組合に対する建設負担金等を含む）の割合（令和4年度～令和6年度の3か年度平均値）

### ④ 将来負担比率

標準財政規模に占める一般会計等が将来負担する負債（特別会計並びに公営企業会計、一部事務組合及び地方公社並びに第三セクターを含む）の割合

### ⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの事業規模に占める資金の不足額の割合

#### （※）標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標であり、地方自治体が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを表します（実際の市税等の決算額とは合致しません。）。

## 2 当市の状況について

### (1) 健全化判断比率

以下のとおり、全ての指標において基準値以内となっています。実質公債費比率は、過去に地方債の任意繰上げ償還を実施していたことや、交付税措置率の高い地方債を借り入れていることにより、低い値となっています。しかし、今後の実質公債費比率は、標準財政規模の多くの割合を占める普通交付税の減少等に起因し、中長期的に上昇することが予想されています。

|             | ①実質赤字比率                 | ②連結実質赤字比率                  | ③実質公債費比率 | ④将来負担比率 |
|-------------|-------------------------|----------------------------|----------|---------|
| 健全化<br>判断比率 | －（なし）                   | －（なし）                      | 9.5%     | －（なし）   |
|             | （参考）<br>実質黒字比率<br>9.82% | （参考）<br>連結実質黒字比率<br>28.43% |          |         |

＜参考＞当市に適用される基準

|             |        |        |       |        |
|-------------|--------|--------|-------|--------|
| 早期健全<br>化基準 | 12.37% | 17.37% | 25.0% | 350.0% |
| 財政再生<br>基準  | 20.00% | 30.00% | 35.0% |        |

※健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務付けられます。

※①、②、③のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行の制限や国等による関与を受けることになります。

### (2) 資金不足比率

現在、当市の公営企業で資金不足は生じていません。しかし、これは一般会計からの基準外繰入れを含めた結果であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用する法適用事業は、独立採算（経営に要する経費は、経営に伴う収入（料金）をもって賄うというもの）という公営企業の大原則に基づいた経営に向け、基準外繰入れの縮減に取り組んでいかなければなりません。

| 特別会計の名称            | ⑤資金不足比率 |
|--------------------|---------|
| 病院事業会計（法適用）        | －       |
| 水道事業会計（法適用）        | －       |
| 下水道事業会計（法適用）       | －       |
| 工業用地造成事業特別会計（法非適用） | －       |

＜参考＞当市に適用される経営健全化基準

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 経営健全化基準（公営企業ごと） | 20.0% |
|-----------------|-------|

※「－」は、資金不足が生じていないことを表しています。

※資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

## 健全化判断比率及び資金不足比率の説明

### ○実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計等の赤字額の割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等}^{\ast} \text{の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{\ast}}$$

※一般会計等 … 南砺市の場合は、一般会計のみ該当します。

※標準財政規模 … 地方公共団体が、標準的な状態の下で収入できると想定される一般財源（使途が決まっていないお金）の規模を表します。具体的には、標準税収入額等（法律に基づいて算出した市税の収入見込額と地方譲与金など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額で算出します。実際の市税等の決算額とは合致しません。

### ○連結実質赤字比率

標準財政規模に占める全会計での赤字額の割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}^{\ast}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額 … 全会計の実質赤字額（企業会計においては資金不足額）の合計が実質黒字額（資金剰余額）の合計を超える額

### ○実質公債費比率

標準財政規模に占める一般会計等が負担する元利償還金等（公営企業会計等における企業債の償還に充当する繰出金、一部事務組合に対する建設負担金等を含む。）の割合

※通常、過去3か年の平均値で表します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還分は除く。）
- B 準元利償還金（公営企業債の償還財源に充当する繰出金や一時借入金の利子など元利償還金に準ずるもの）
- C 元利償還金・準元利償還金に充当される特定財源
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

### ○将来負担比率

標準財政規模に占める一般会計等が将来負担しなければならない負債の割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A 将来負担額 … 一般会計等の地方債残高、適債性のある経費に対する支出負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの繰入見込額、一部事務組合の地方債の元金償還に対する負担見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額などの合計
- B 充当可能基金額
- C 特定財源見込額
- D 地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額
- E 標準財政規模
- F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

### ○早期健全化基準

早期健全化基準は、各比率で基準が定められており、そのうちの一つでも基準を超えると、「財政状況が悪化している」と判断されます。財政健全化計画の策定などが義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

### ○財政再生基準

将来負担比率を除く上記3つの比率ごとに基準が定められています。1つでも基準を超えると、「財政状況が著しく悪化しており、自主的な財政健全化が困難である」と判断されます。財政再生計画の策定が義務づけられるとともに、国等の関与によって財政再生を図ることになります。

## ○資金不足比率

各公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}^{\ast}}$$

※事業規模 … 料金収入などによる営業収益から受託工事収益を引いたもの

## ○経営健全化基準

健全化判断比率における早期健全化基準に相当するもので、一般的な公営企業の経営健全化基準は20%です。資金不足比率がこの基準を超えると、経営健全化計画の策定が義務づけられます。